

石巻市監査委員告示第4号

平成23年5月23日付け石巻市監査委員告示第3号で公表した建設部の定期監査結果報告について、石巻市長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成23年6月28日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 阿 部 欽一郎

石 卷 市 監 査 委 員 殿

石 卷 市 長 亀 山 紘

監査結果に係る措置について（通知）

平成23年5月23日付け22石監第35号で指摘があったこのことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

1 法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘事項）	措置（改善・検討）状況						
<p>(1) 河川港湾対策室</p> <p>【行政財産目的外使用料】</p> <p>行政財産目的外使用許可事務において、使用料の算定を誤り、次のとおり過大に徴収していた。</p> <p>行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例及び貸付料算定基準に基づき適正に算定されたい。</p> <p>（内容）</p> <p>石巻市（石河港）指令第4号</p> <table data-bbox="309 1361 628 1491"><tr><td>誤徴収額</td><td>1,500円</td></tr><tr><td>正徴収額</td><td>941円</td></tr><tr><td>過大徴収額</td><td>559円</td></tr></table>	誤徴収額	1,500円	正徴収額	941円	過大徴収額	559円	<p>今回の指摘事項に対し、再発防止策として措置した内容は次のとおりです。</p> <p>今回の算定誤りは、貸付料算定基準において、土地を使用させる場合の一般的な算定方法により算定すべきところを、電気通信事業法施行令別表第一の「三 土地に定着する建物その他の工作物」に該当するものとし、過大に徴収していたものであります。</p> <p>過大徴収分については還付手続きを速やかに行うとともに、今後の事務処理に当たっては、条例や算定基準等の関係法令をその都度確認し、その規定に基づいて事務処理を行うとともに、複数の職員で確認するよう所属職員に周知徹底をしました。また、還付金については、遡及期間である5年間について、併せて還付の手続きを行うこととします。</p>
誤徴収額	1,500円						
正徴収額	941円						
過大徴収額	559円						

<p>(2) 建築課</p> <p><b>【行政財産目的外使用料】</b></p> <p>行政財産目的外使用許可事務において、使用料の算定を誤り、次のとおり過大に徴収していた。</p> <p>行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例及び貸付料算定基準に基づき適正に算定されたい。</p> <p>(内容)</p> <p>石巻市(石建)指令第2号</p> <table border="0"> <tr> <td>誤徴収額</td> <td>386,427円</td> </tr> <tr> <td>正徴収額</td> <td>371,140円</td> </tr> <tr> <td>過大徴収額</td> <td>15,287円</td> </tr> </table> <p>石巻市(石建)指令第8号</p> <table border="0"> <tr> <td>誤徴収額</td> <td>1,267円</td> </tr> <tr> <td>正徴収額</td> <td>704円</td> </tr> <tr> <td>過大徴収額</td> <td>563円</td> </tr> </table>	誤徴収額	386,427円	正徴収額	371,140円	過大徴収額	15,287円	誤徴収額	1,267円	正徴収額	704円	過大徴収額	563円	<p>今回の算定誤りは、貸付料算定基準において、建築年度での経過年数としてしまったことと、算定率を改定前の100分の6として算定していたことにより過大に徴収していたものであります。</p> <p>過大徴収分については、還付手続きを速やかに行うとともに、今後の事務処理に当たっては、条例や算定基準等の関係法令をその都度確認し、その規定に基づいて事務処理を行うとともに、複数の職員で確認するよう所属職員に周知徹底をしました。また、還付金については、遡及期間である5年間について、併せての還付の手続きを行うこととします。</p>
誤徴収額	386,427円												
正徴収額	371,140円												
過大徴収額	15,287円												
誤徴収額	1,267円												
正徴収額	704円												
過大徴収額	563円												
<p>(3) 下水道課</p> <p><b>【行政財産目的外使用許可】</b></p> <p>行政財産目的外使用料が未納である申請者から、同じ土地の使用許可について再度の申請があった際、初回の使用料の納入について口頭により督促を行ったものの、納入を確認しないまま2回目の使用の許可をした。さらに、初回の使用料及び2回目の使用料がともに未納であるにもかかわらず、3回目の申請に対し使用の許可をした。その結果、現場監査の時点において、3回の使用許可に係る使用料45,153円が未納となっていた。</p> <p>なお、初回の使用料7,341円及び2回目の使用料21,755円は平成23年3月2日に納入されているが、3回目の使用料16,057円については、申請者が保有している「納入通知書兼領収証書(歳入)」の写しによれば平成23</p>	<p>今回の指摘事項に対し、再発防止策として措置した内容は以下のとおりです。</p> <p>今般の件については、1回目の貸し出し時に急を要したため、すぐに納入してもらえらるであろうという思い込みと、その後の納入確認を怠ったことが、文書督促時期を失するなど、一連の事務手続きにおける不適切な処理を誘因したものであります。</p> <p>今後については、かかる事態のないよう、納付の確認については適に行なうよう所属職員に周知徹底をいたしました。</p> <p>また、行政財産目的外使用料については、今回のように未納となるケースは極めて稀であることから、使用者が許可条件を明確に認識する方法については、今後、必要に応じ検討をしたいと考えております。</p>												

年3月10日に石巻市収納代理金融機関に納入されているものの、会計課の関係書類では納入の事実は確認できない状況となっている。

行政財産目的外使用許可は、公用又は公共用に供する市民共有の財産である行政財産を用途又は目的外に使用することについて、あくまでも例外的に認めるものであり、その使用料は適正に負担させなければならないものである。にもかかわらず、初回の使用料が未納である者からの再度の申請に対し、2回にわたり使用を許可したことは、適法性、公平性の観点から極めて不適切であり、再発防止に万全を期されたい。

また、未納である使用料について一度も文書による督促を行っていなかった。督促は、納入すべき期限を指定することを要し、それを明確にする上から文書による必要がある。

納入期限を経過しても使用料が納入されない場合、文書により督促等の措置を講じなければならないのに、これを怠ったことは極めて遺憾である。

なお、使用許可書は、市が使用者に対し許可の条件を示す重要な書類であり、証拠書類でもあることから、使用許可書中に使用料の納入期限（年月日）を記載するなど、使用者が許可の条件を明確に認識できるよう改善を検討されたい。

納入の確認が遅れていた3回目の使用料16,057円については、金融機関への納入を確認するなどし、平成22年度の収入として決算処理をいたしましたので、申し添えます。

## 2 平成20年度監査時に指導をしたにもかかわらず改善が見られない事項

監査結果（指摘事項）	措置（改善・検討）状況
<p>道路課</p> <p><b>【契約事務】</b></p> <p>予定価格調書の決裁印の押印漏れ、請負業者からの消費税法に係る届出書への收受日付印の押印漏れが見受けられた。</p>	<p>今後は押印漏れが無いよう十分に注意するよう職員に徹底しました。</p> <p>また、リーダー・補佐・課長が押印漏れが無いか確認します。</p>